

請求事件名	請求年月日	請求の内容	請求者	備者
同上	昭47.3.10	生徒の就職指導に適正を欠き、また、生徒指導に行き過ぎがあったとして懲戒処分に付したところその取消を請求	松崎 孝也	準備手続中
同上	昭48.5.28	昭47.5.19の日教組統一行動に係る昭48.3.31付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校教職員 538名	同上
同上	昭49.3.30	昭48.4.27の日教組統一行動に係る昭49.1.24付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 757名	同上
同上	昭50.4.24	昭49.4.11、同4.13ストに係る昭50.2.22付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校教職員 49.4.11 491名 49.4.13 484名	同上
同上	昭52.5.9	昭50.12.10、51.3.9、51.4.20ストに係る昭52.3.31付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校 教職員 50.12.10 164名 51.3.9 44名 51.4.20 26名	同上
同上	昭57.4.12	昭56.11.25ストに係る昭57.3.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 177名	同上
同上	昭58.7.28	昭57.12.16ストに係る昭58.7.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 172名	同上
同上	昭60.3.29	昭59.10.26ストに係る昭58.3.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校 教職員 201名	同上

第12節 公益法人の設立及び監督並びに公益信託の引き受けの許可及び監督の状況

昭和61年3月31日現在、県教育委員会の所管に属する民法第34条の公益法人は、財団法人67件、社団法人11件の計78件

である。各法人に対する監督・指導として事業報告書・収支決算書、事業計画書・収支予算書等の提出を求めた。この結果、休眠法人と考えられる法人は、5件である。また、60年度に設立許可した法人は、財団法人1件である。

信託法第66条の公益信託の引受けは、1件である。

公益法人(別表1)、公益信託(別表2)の所管課は、全て総務課である。

別表1 県教育委員会所管民法第34条公益法人一覧

60.3.31現在

名称	事務所の所在地	代表者名	事業の種類	設立許可年月日
(財)会津育英会	会津若松市東栄町3-46 会津若松市役所内	高瀬喜左衛門	育英奨学	明34.3.13
(財)会津弔霊義会	会津若松市東栄町3-46 会津若松市役所内	中野五郎	飯盛山等墳墓 建造祭典	大6.3.29
(財)見弥山義会	耶麻郡猪苗代町見弥山3 土津神社内		休眠	大9.2.5
(財)磐城育英会	いわき市平字高月93 県立磐城高校内		休眠	大14.10.16
(財)信夫文知摺保勝会	福島市山口字寺前5	横山玄邦	文堂知摺観音 維持保存	昭6.3.10
(財)新町組	東白川郡棚倉町大字棚倉字新町77	小倉清	地域社会教育事業	昭12.2.8